
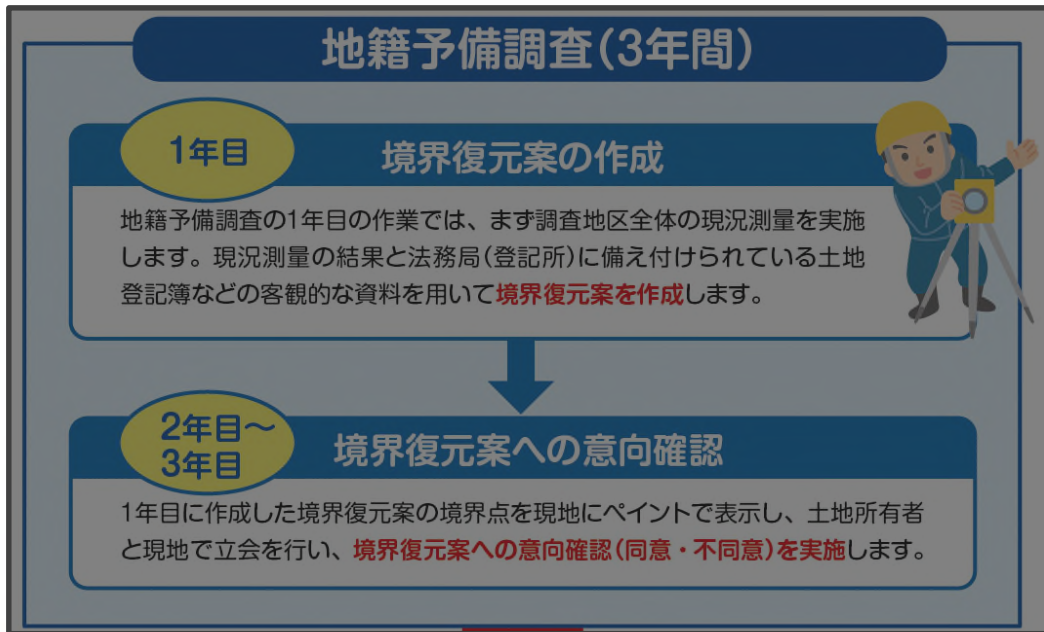


《今後について》

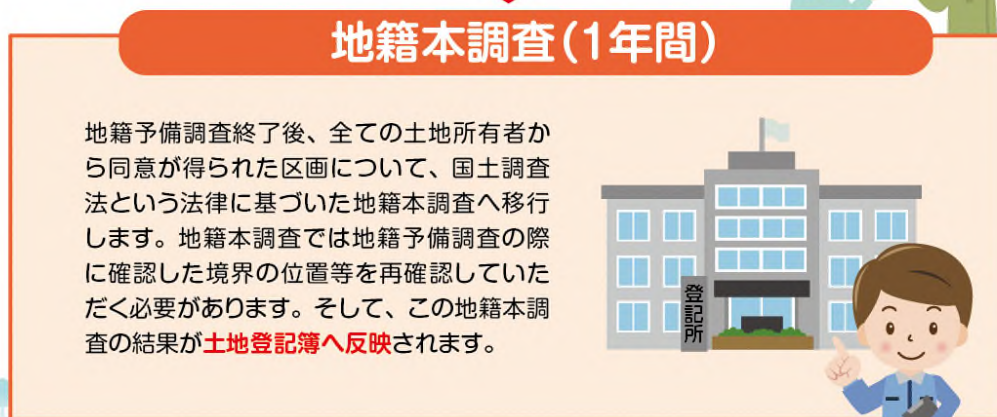
◎全同意が得られた区画 → 地籍本調査を実施します

地籍予備調査結果図(別紙1)の  で囲まれた区画については、境界復元案に対する全同意が得られましたため、登記事務までを行う、国土調査法に基づいた地籍本調査へ移行します。

地籍本調査では、下図の順序に従い事業を展開してまいります。



**全ての土地所有者から同意が得られた区画について、
地籍本調査に移行します。**



地籍本調査の開始のお知らせを、5月以降に通知いたします。

なお、地籍本調査が開始しましたら、「地籍調査票」という書面にあらためてご記入いただく必要があります。

こちらの書面の送付は、6月以降を予定しております。地籍本調査の進捗・スケジュールに大きな影響を及ぼしますので、お手数ですが、受領後は出来る限りお早目にご提出いただきますよう、ご協力の程、よろしく願いいたします。